

# 第40回議会運営委員会記録

令和元年5月8日

【開催日】 令和元年5月8日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時30分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河崎 平 男
委員	河野 朋子	委員	高松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松 夫
----	------	-----	--------

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	議会事務局次長	石田 隆
主査兼庶務調査係長	島津 克 則	議事係長	中村 潤之介
議事係書記	原田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 市議会モニターからの意見について
- 2 人事案件に係る議案の公開について
- 3 その他

---

午前10時 開会

---

大井淳一朗委員長 おはようございます。ただいまより、第40回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付記事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。それでは、まず付記事項1点目、市議会モニターからの意見についてです。前回までの議論を踏まえての回答を示しておりますけれども、中には貴重な御意見として承りますという回答にとどめてあったものがあります。それについては空欄にしております。これについて、皆さん再度見ていただ

いて、やはり貴重な御意見として承りますだけではなくて、何らかの議論が必要であると思われるものについては、皆さんのほうで御意見なり問題提起なりしていただければと思います。最終的な回答は15日に議会運営委員会がありますので、そこで最終的なまとめができればなと思っています。それでは、まず1点目です。平成30年12月14日付けになるかと思っています。いわゆる一般質問について「ありがとうございます」とか言うことはどうなのかといったことについてなんですが、これについてはいかがいたしましょうか。前回は貴重な意見として承りますということですが、皆さんのほうでこれは少し議論を深めたほうがいいのではないかと思うのであればそうですし、もしその必要がないのであれば、これはこれで貴重な御意見ですので、この貴重な意見として承りますと回答して、当然議員全員には配布するということですが。

笹木慶之副委員長 この質問なんですが、これをこのままを受け止めるべきかどうかというのを疑問に感じるんです。通常議場の意見のやり取りの中で「ありがとうございます」という言葉が出たとしても、それは教えてもらっているということではない、と私自身思っています。例えば、執行部のほうも議員のほうから質問をした場合に、「貴重な御意見ありがとうございます」とか「貴重な御提言ありがとうございます」というやり取りも数回も聞いていますし、私自身もそういう発言をしました。だから、やっぱり紳士的なやり取りの中で、必要以上に言うのはいかなんかと思いますが、やはりその内容によってありがとうございますという程度の会話が、教えてもらっているというものに断定するものじゃないんじゃないかなというふうに思うんですが、皆さんどうでしょうか。委員長が言われたように、そういったことも受け止めた中での貴重な御意見ということであればそれはそれでいいんですが、全面的に受け止めてどうこうというものではないと思います。

大井淳一郎委員長 皆さん、そのほか。あるいは副委員長の今の御意見に対する御意見でも。

奥良秀委員 多分言われたのが、下から2行目の教育っていうところと思うんです。お礼というか謝辞というか、一緒かもしれませんが、日本人の感覚でやはりこう、答えてもらったらどうしても必然的にありがとうございますという方もいらっしゃるかもしれません。だから、そこをあくまで議員になってこれで教育して、いやお礼は言わなくていいですよっていう教育が行われるべきではないでしょうかっていうふうに取れるんですよ。そうであれば、副委員長が言われたとおり、これはあくまで貴重な意見で別にそこを教育する必要性は、私はないと思います。

高松秀樹委員 以前から、「ありがとうございます」に違和感がある場合がある場合と。もちろん、副委員長が言われるような場合もあって当然だなという場合もあるんですけど、この「ありがとうございます」というのは、議場で議員が言う場合は恐らく2種類あると思います。そうじゃない場合は、モニターが言っているのは議会と執行部の立場を明確にせよという話だと思うんです。それが明確になっていないことも多々あるので、そこをどうするのかというところが一つ大きな問題で、これはここに書いてあるように議員それぞれの問題であると思っていますが、山陽小野田市議会はアドバイザーを持っていますので、そういうアドバイザーを使って研修をすべきなのかなと。積極的には僕は全然賛成しないんですけど、これは個人の問題ですから。でも、やはり両輪と言われる議会がその両輪を体現できない場合が過去も含めて非常に多くあるというふうに思っておって、そこをどうするのかというのは議論の余地があると思います。

河崎平男委員 議会としてどうするかが一番の問題であると思います。一般質問では議員個々の問題でありますので、議会としてどうするかが大事な問題だと思います。

大井淳一郎委員長 貴重な御意見として承りますとは書いた上で、この方がお

っしゃるのは最低限の常識的な教育というのは、ありがとうございます  
と言うとか言わないとかというレベルではなくて、議会と執行部のお互  
いの役割をしっかりと把握して、それを踏まえた上でやってほしいと。言  
葉がどうのこうのって言われているかもしれないけれど、それよりもむ  
しろ高松委員が言われるように執行部とその役割をちゃんと定期的にそ  
ういった研修などの機会を得て、改めて認識するという形で対応してく  
とといった回答になろうかと思えます。貴重な御意見として承ります。今  
後とも議会と執行部の役割を踏まえて、定期的な研修という言葉をはっ  
きり書いても、やるかやらないかは分からないんですけれど、研修など  
機会を通じてその役割を議会全体で認識するようにしていきますという  
ような回答になろうかと思えますが、いかがですか。

高松秀樹委員 もちろん、本会議場も含めて委員会の場もそうなんですが、こ  
の議会運営委員会ですらそういう言動について言及することはできるん  
ですか。

大井淳一郎委員長 以前、委員会あるいは本会議での発言があったときに、議  
会運営委員会が職権的に取り上げることは余りなかったかもしれませんが、議員からの申出を経て問題があるんじゃないかっていうようなこと  
をしたことは議会運営委員会であったかと思えます、委員会での発言で。  
市民からの申出もあったかもしれませんが。ですから、それはあるかと思  
いますが、議会運営委員会が職権的にやるという形、それは議会運営委  
員会の委員も議員なので、この問題は少し問題があるんじゃないかと  
そういったことは取り上げることは、もちろんこれが懲罰とかにつながる  
可能性もありますんで、むしろ円滑なとか正常な議会運営をして  
いくためにはそういうこともあるかなと思えますけれどね。

河崎平男委員 以前、ありがとうございます発言で取り上げましたよね。お互  
いに過度のありがとうとかを言うんじゃないと、いろんな面はやっぱり  
協議しましたよね。議運でしたかどうかちょっと定かではないんですが、

過度のありがとうございますという発言については、お互いに気を付けようというようなことを全協か議運かどこかの場所で、共通認識するために話したということはちょっと覚えておるんですが。

大井淳一郎委員長 おっしゃるのは、改選前に一般質問の在り方について少しまとめたものをお配りして、このような町村議会のマニュアルみたいなものがあるんですが、そこに載っているものを抜粋しながら一般質問の在り方を抜き出したもので少し話をしたかと思います。その中で、過度なお礼は謹むべきであるということが書いてあったので、そういったところだと思います。

高松秀樹委員 過去から見て、こういう本会議場での発言、一般質問も含めていろんな問題指摘があったですよ。例えば、一般質問のやり方とか。変わってきたかと言えば恐らく変わっていないんです。つまり、まず一つは個々に任せてもなかなか変わらないということ。研修も、県の研修行っていますよね、毎年。行っていますけれど、高尚いいこと言われていますけれど、それが我が山陽小野田市議会で反映されているかということ、そうでもない。先ほど言ったのは、この市議会の中の公式な内部改革として取り上げることができるのかということなんです。もちろん会話の中で、今日のこれは駄目だったですよって話はあるかもしれないんですけど、それはあくまで党派の中の話で、委員会の中では常任委員会こんな話ではできないので、あるとすれば議会運営委員会、またあるとすれば議長かなと思いますけれど、議長もそこまでなかなか個人の議会活動に対して発言をすることはできないので、この議会運営委員会の中でやっぱりその都度問題意識を持つことができれば、そういったやり方もありなのかなという気はしています。ただし、ここに書いてあるように、教育という言葉嫌い、なぜ付託を受けた我々がまた教育を受けるとい、そのとおりなんですけれど教育というのはちょっと違うのかなと思って、我々は我々の中でどうかしていかない限り、この辺の改善はちょっと見込まれないような気がします。

笹木慶之副委員長 何回も文書を読んでみて、その中からモニターの意見の真意を読み取らないといけんと思ってしているんですが、どう思ってもこの言葉そのものから議会の権威であるとか尊厳の問題まで結び付けていくというのはいかがなもんかというふうな気がします。というのは、一般質問・代表質問というのは、執行部は答えるだけしかないんです。反問というのはありますが、一般的には答えるだけしかない。それを教えてもらっているのではなしに、議員が質問をした、もちろんその仕方や内容にもよると思うんですが、したことに対して適切な詳細な答弁があったときには、「詳細な答弁をありがとうございました」と付け加えるのは、これは議員の評価であって、決して権威を損なったとか尊厳を失ったというものではないと思います。だから、私も使うことはありますが、使う場合と使わない場合があります。内容のない答弁には使いません。ですが、内容が、自分が思っていたより以上の内容を伴って詳細な答弁があった場合には「詳細な御答弁をありがとうございました」と。これは普通の状態じゃないでしょうかね。だから、一方的に聞くという権限を持っているわけですから、それに対してやっぱり明快な答弁があった場合には、「明快な答弁、本当にありがとうございました」と。ただ、それで終わるのではなしに、次にまた再質問に行くんですからね、それを受けて。だから、そのやり取りが何でいけんのかなというのが疑問でなりません。やっぱり、日常的な会話、両者の立場を認める中で、そういった言葉のやり取りが仮に入っていたとしても、決して権威であるとか尊厳を失うものではないと思うんですけれど。だから、それに対するまた研修や教育というのはいかがなもんかと思います。だから、もちろんこういった議論は大事だと思うんですが、必要以上で過度なものはやはり避けるべきだとは思いますが、内容に応じて必要なものはあってもしかりだと思います。

高松秀樹委員 ありがとうございますという言葉は一切言うなどは書いてないと思うんですよ。必要に応じて、もちろんこの礼儀の中で言うこともあ

ると思いますが、過去をずっと見ておると必要以上に「ありがとうございます」と。見ると執行部より議会が下のように見受けられる場合もやっぱりあります。それは場合によるんです。それは一例であって、ここに書かれているのは、議会の権威とか尊厳をもう少し考えてくださいということだと思います。私たちは6万3,000人の代表なので、そういう気概を持って本会議に望んでくれという話ですので、そこを我々はやっぱり考える必要がある。そのためには何をしたらいいのかと。ここは教育と書いてあるんですけど、僕は教育という言葉は嫌いなので、そうじゃない何かをして、更に経緯と尊厳を増してくださいと。もちろん両輪ですので、執行部より増せという話ではないと思うんで、両輪になるべく、議会の立場を保持してほしいというために何をするんですかという提案になっているのかなという気はします。

大井淳一郎委員長 皆さん市民の代表ですので、高松委員の言われるように誇りやプライドを持って議員活動をされているとは思いますが。一般質問の中で過度にありがとうございますとかあれば下に見られるんじゃないかという多分指摘で書いていると思いますので、その辺は前段で貴重な御意見として承りますということを書いた上で、その後に議会と執行部は車の両輪であるということ踏まえて対応していくということぐらいしか書けないのかなと思うんですけど。それで問題のあるものについては議会運営委員会で取り上げていくと。問題のあるというのね、ちょっと過度なありがとうございますですが問題があるとはなかなか全てが全てとは思わないんですけども、そういう対応でしかない。教育は良くないということもあったんですが。ただ、研修の中で議会の役割ということ再認識するというのは、これは新人はもちろんベテランも再認識をしないといけないなと思うんですけど、そういうものも含めて対応していくこといいのかなと思うんですけど。としか書きようがない。

笹木慶之副委員長 あえて言わせてもらいますが、この流れをずっと追って

いつての結びがあるからおかしいわけで、今高松委員から話があったように、私も議会の威厳・尊厳というのは大事だと思うんです。だから、むしろ議会の威厳・尊厳を失わないような対応をしてくれということなら意味が分かりますけれど、むしろ、この「ありがとうございました」ということよりもパワハラに近いような質問があるんです。そっちのほうが問題だと思う。相手の立場も認めながら整然と質問していくということのほうが、より議員の資質を問われるものじゃないかなと思います。片方だけするんでなしに、両面から見たときに本当の両輪のごとく動いていくという姿勢を議会の威厳であり尊厳の問題と考えて、それをしっかり踏まえた質問をやってくれということならいいと思いますが。回答とすればそちらに重きを置いての回答ならいいと思いますけれど。だから、ここで教えてもらっているとか答えてもらっているという感覚なんではないかな、議員は。そうは思っていないんじゃないでしょうか。だから、本当の両輪なら対等の立場できちっとした議論をするというその姿勢が、一番議会の威厳を保ち、尊厳を守ることだと思うんで、それに心掛けるということでの方針なら大いに結構だと思います。

大井淳一郎委員長　この意見はこの人の評価なので、これに対して僕らが良くないとかいいとかいうことはないんですけども、ただ副委員長が言われるように、私たちがこの議会の権威と尊厳というか両輪。議会が上でもないし下でもないですよ。だから、議会が執行部をどう喝するとかいうのもあってはならないし、また家来でもないし。車の両輪ってオートバイの前輪と後輪じゃない、車の両サイドって言われるように、そういう対等の関係であるべきだということですね。これは皆さんも当然今までもそうされているけれど、こういうふうに見て取れるって指摘なので、これはこれで貴重な御意見なのかなと思いますけれども。

(発言する者あり)貴重な御意見として承りますと書いた上で、後段で、気概を持ってというか権威と尊厳を持ってということになるしかないですよ。皆さんの意見をどれだけ踏まえられるか分かりませんが。

高松秀樹委員 議員側の一般質問でパワハラに近いものもあるという話があったですね。ここもありがとうございますっていう話。この議運のメンバーはこうやって議論しているんで「ああ、そうか」と思うんですけど、これがなかなか他の議員には伝わっていかないんです。ペーパーにしても伝わっていかないんです。結局、一般質問って一体どうなのか、本会議場の発言ってどうなのかということの意識がバラバラなんです。例えば、これはパワハラやないかと、議員側の執行部に対するこういう発言はまずいんじゃないかということの問題にする必要があるのかなと、その都度。だから、その議員はどうかって話じゃなくて、議会がやっぱり存在意義を確立するためには、そこを一個一個やっていって、実はこうやったんですよとやらない限り、皆さんはずっとこのまま続くと思うんです。そういう受け皿に、議運がなり得るのかという意味で先ほどの質問をしたんでんですけれど。そこがなり得るんやったらこの中で、「今回のこの議員の一般質問のこの部分はこうやったんじゃないか」というのがあればいいのかなという気はしたんですけれど。

大井淳一郎委員長 よく、一般質問の検証をするというところもあるんですけども、それを都度やるのかというそれは違うかなと思うんですけど。要は問題があったものについては、問題を指摘してそれを議論するのは議運だとは思ってますけれど。高松委員は、毎回、一般質問を検証しろという意味ではないですよ。どういう意味でおっしゃいましたか。

高松秀樹委員 検証というか、今回のこの一般質問はどうなのかと。どうなのかというのは問題提起であって、それが正しくないとは限らん。正しいかもしれん、これでいいんじゃないですか。それを一人ずつやっていかない限りなかなか難しいですよ。議運の委員長も、改選前も恐らくやられたと思うんです。なかなか難しくなるんで、小さい問題は会派でやっていけばいいんですけど、そういう問題があったときに、これはやっぱり一般質問じゃないよねということを明確にしてあげないと、悪気があってしよるとは限らるので、そこをチェックするのを誰かがし

ないと。本当は、議長が議長室に呼んで「今回こうだったよ」というのが一番いいかもしれませんが、なかなかそこまで現実的にはできないので、そういうことを議運でできたらなという思いです。

笹木慶之委員 これは議場の裁きなわけですよ。例えば、過度にありがとうございましたということを言う議員がおったら、議長のほうから「必要以上にありがとうございましたと言うのはやめてください」と言えば一発で終わるわけなんです。その場でということで。だから、取りあえず議運でどうだこうだという問題ではないと思う。ただ、今言うパワハラ的な要素があって過度の質問は控えてくださいとあってもやめなかった、あるいは特定の人じゃなしに複数にわたってそういう現象面がどんどん出てきた場合に、議長が議場の裁きだけで処理できないというときに議運で議論してもらえんのかなと投げ掛けられて、議運で調整するということはあると思うんですよ。ただ一般論としてこういうふうモニターから出てきたからって、ここでやるっていうのはなかなか難しい問題があると思います、さっきから言っているのは。だから、やっぱり議場での裁きが原点であって、申し訳ないけれど。やっぱり内容によれば、「本当にありがとうございました、そうなんですか」ということもあるんですよ。だけど、そうじゃなしに意味なくありがとうございましたと言うのはちょっと控えてくださいと言ってしまえばおしまいなことで、そういう形での威厳と尊厳を守ってもらえたらと思います。

高松秀樹委員 分かりますよ。ですが、現実的じゃないです、恐らく。そうするのが一番いいのは分かっているんですよ。ただし、やっぱりそれはねタイミングと言葉を発する意味によって、例えば、「ん」と思う議員にとっては「いやいや、議長、発言を抑制せいや」という話もあると思います。本当はそうなんですよ。だから、できないところやっぱりここでね、その場でできるところは議長が言いますよ。言わないところもあると思うんですよ。例えば、最近少ないんですが、昔は「市長さん」と。私は同じ会派の人間に「何で肩書きにさんを付けるんか」と。そういうのを

議長が本会議場で「何とか議員、さんを付けるのをやめてください」って、こういう低俗な話はできないと思っているので、そういうレベルの話は違うところでやるべきであるというふうに思っています。別に否定しているわけではないんですけど、それもありこれもありで行かない限り難しいという気がしています。

大井淳一郎委員長 事前、事中、事後で、事前にそういう研修というか勉強会を通じて、議会とはこういうもんだよということ学ぶ。事中というのは、その際は議長のほうから議事整理権の一環として指摘をしてもらう。そして事後的に議会運営委員会でこの発言は問題だったよねということ。その3段階で対応するということだよ。そういう形で解説したいと思います。よろしくお願いします。続きまして12月17日付けの意見ですが、私も総務委員ではないので。こういったことがあったということですが、だから問題のない公開すべき話なら委員会で説明があるべきではないでしょうかということなんです、これに対して貴重な御意見として承りますというふうに前回では回答しておりますが、これについて皆さんのほうで議論を深めたほうがいいかどうかです。でも、これはどちらかというと執行部がそのように、つい言ってしまったということですよ。これは総務委員会のことだからちょっと。

高松秀樹委員 答えを考えてきました。まず、協議会は法的な意味を持たない事実上の会議であり、審査能力や決定能力などの議会としての能力は認められていません。しかしながら、迅速に報告をすべき案件などは手続に一定の時間が掛かる委員会ではなく協議会を開催することがあります。しかし、協議会での報告等が再度委員会でなされなければ委員会の形骸化になります。そのようなことがないように協議会を最小限にとどめ、委員会中心の運営を心掛けてまいります、というのが作った答えです。

大井淳一郎委員長 そうですね。協議会を否定するものではないけれど、形骸化とならないように、私も自戒の念を込めて言いますけれども、結構そ

の辺が委員会が本来なのでってことで。ただ、調整する場合もあるので、迅速に対応する場合があるんで、ある程度協議会というのはあると。高松委員が言われたのは。これをそのままの統一見解。ちょっとまた挙げて、文書化して、ぱっと聞いた限りでは文句の付けようのない回答だったので、それをまた議論しましょう。次、12月26日分です。要は、国会のように、最初は議長が皆さん集まられた状態で議長が入られます。終わったら札を下ろして皆さんサッと帰っていくというのはどうかということですが。

高松秀樹委員 読むと、国会はそうですねという間程度の話で、何ら問題もないと思います。ちょっと更に説明をすると、議長が行う散会等の宣告によってその日の会議が閉じられると。よって、その後の規定やルールが必要ないものと考えますということです。

大井淳一郎委員長 今までどおりということですが、いいですよ。国会に倣わなきゃいけないってということでもないです。（発言する者あり）明確に「今後検討します」と言ったら、いつ検討するかと言われるだけなので、そのような考えはないということで、散会についてまでは、そのような回答になろうかと思えます。続いて、1月23日。要は、国旗掲揚の陳情についてということで、これはモニターとしての意見として、意見というか質問になっているんですが、貴重な意見として承りますとしておりますが。1番はお分りのように、私は冒頭に吉永議員に、岡山議員も含めた代表した意見を言っていただきますと言っておまして、その上での発言ですし、私も岡山議員にも意向は尋ねて吉永議員と同じ考えでしたので、議員個人を無視したやり方だと私は思っていない。それを回答するしかないですね、はっきりそこは回答しましょう。次に2番目、地方自治法を引き合いにしてということで、討論も議論もされず議長一任の部分ですね、しっかりと公の場とか。これはいかがですかね。前にも言いましたけれど、議会運営委員会も公の場なんですよね。議論がしっかりされた、されていないというのは、人によって違うので、

しっかりされたと思う人もいれば、いやそうじゃないという人もいらっしゃるの、それはそれで仕方がないことかなと思っています。これはもう貴重な御意見として承りますしかないですか。どうですか。

高松秀樹委員 まず、委員長が行われた議長一任というの、手法の一つだと思います。しかしながら、そのときに言われるとおりの議論の末の一任ではなかったというふうな受け取られても仕方がないなという気がして、ちょっとそこは拙速すぎたのかなという私自身も反省すべきところがありました。しかしながら、重ねて言いますが議長一任というの僕はある得る手法だというふうに思っております。

大井淳一郎委員長 確かに意見表明をしていただいた上で、後ほど述べますけれども個人の思想、信条を議論というものではないんですけれども、議論の対象ではないとは思いますが、ただ意見表明の場にとどめてそれで打ち切ったという点は、委員長として拙速と言われても、批判はされても仕方がないのかなというふうには、今の高松委員の御意見も聞いて思っております。ただ、結論とすれば全会一致で議長に一任したという手法を取らせていただいたということで、そこに至るまでの判断がもう少し意見を出してもらった上で議論というか、もうちょっとあっても良かったんじゃないかなというふうに後になったら思っております。どうでしょうか。（発言する者あり）それも含めて対応を書かせていただきます。3番目です。要は、陳情とか請願は、前に議論した段階では、市民からの陳情については意見を聞くべきであるというルールを確認した上で、今回この議案については市民からの意見を聞いていないのではないかということですが、これはどうですかね。

高松秀樹委員 これは国旗の話なんですよ。

大井淳一郎委員長 はい、国旗の話になります。

高松秀樹委員 国旗は陳情やったんですかね。

大井淳一郎委員長 陳情になります。

高松秀樹委員 ここに書いてあるとおり、議会基本条例では陳情と請願は同じ取扱いで、市民からの陳情の場合は参考人として意見陳述をということだったですね。だから、今は陳情でしょ。あのとき、そういえば呼んでないんですよ、参考人として。ちょっとそれは、ここに書いてあるとおりの部分はあったなど。もちろん参考人来てくださいとなって来ませんという話があれば別ですけど、その話がなかったのであれば来てもらうべきだったなあという気は、今になってはすいません、僕もあのときうかつやったんで失念しておったんですが、すべきやったというふうに思います。

大井淳一郎委員長 陳情と請願の取扱いについて議論していたときの段階だったんです。私の個人の中での考えは、陳情と請願は必ずしもイコールではないだろうという考えがあったので、多分このときは呼ばない対応をしたのかもしれませんが、その後の議論で高松委員が「陳情も市民からのものについては呼ぶべきではないか」と。言われるとおり、呼んだけれど参考人としては出席しませんと言われたらそれは仕方のないと。呼ぶ機会を与えるべきじゃなかったかなっていうことです。

高松秀樹委員 議会基本条例第20条に「議会は請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においてはその提案者の意見を聞く機会を設けなければなりません」ということなので、請願と市民からの陳情は請願と同じ取扱いをすべきだというのが議会基本条例の精神なので、言われるとおりここはちょっと呼ぶ必要があったなあという気がしております。

大井淳一郎委員長 これについては、委員長としての対応はまずかったのでは

ないかということですね。また、ここも少し書かせていただきます。私も反省すべきところは反省しなくてはいけないと思っていますので。では、モニターとしての意見1は以上とします。2です。受付票自体は、今賛否が分かれていますので、これは今後ちゃんとやるんですけども、要はここでの意見は、受付票を記入する理由が危機管理上必要だという理由を付けて、ならば担当者を入りに張り付ける必要があると考えられますが、というふうに言ってきているんですよ。どうですかね。前回までの議論は、担当者を張り付ける考えはないと事務局からもそういう意見をされ、私たちが尊重したという形なんです。これは変わらない、今のところ。それしかないですよ。張り付く考えはないという回答になりますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これまでどおり同じ回答で、担当を張り付かせる考えはありませんといった回答になるかと思います。次です。モニターとしての意見3です。これは、1月22日の議会運営委員会において、この日時点に出ている陳情から陳情提出者へ送付すると決定しております。御理解ください。ということで、あれからあったのが国旗と市場ですね。これについて何らかの回答をしたということはありません。どうしますか。もう、これこのままでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）このまま決定したいと思います。次です。公務における子育て支援策というよりはなり手不足をどのように議会が解消していくのかというもっと大きなテーマに沿って議論していきたいと考えます、ということですがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）また、これは課題としてやりたいと思います。次です。モニターからの意見4（4）ですが、いわゆる民生福祉常任委員会の火葬場の使用料の継続審査に至ったまでのプロセスについて、自由討議って何のためにあるのかという定義をされたのだと思います。この個々の委員会の在り方ということではなくて、それを含めた自由討議の在り方については、前回書いてあるように、言ったのは今度議会基本条例の検証作業に当たってということで、議員全員の意見を聞いた上で自由討議をもっと意味のあるものにしていくためにどうすればいいかということで、自由討議の在り方について考えていきますということなんです。どう

ですか。

高松秀樹委員 民生福祉常任委員会は、まず（１）のところで１７日の委員会では質疑の後に自由討議に入りましたとありますが、これ質疑の後に自由討議というのは、これは質疑を終結して自由討議に入ったんですか。終結しないで自由討議に入ったんですか。結構大きな問題になると思うんですけど、そこは。

大井淳一郎委員長 ちょっと僕も、民生福祉常任委員ですが覚えていなくて、質疑を打ち切ったんじゃないかと。その後に自由討議をしているがどうかと。いや、質疑は打ち切っていないんだ。打ち切っていないのということですね。暫時休憩します。

---

午前１０時４３分 休憩

---

---

午前１０時５５分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。申し訳ございません。冒頭、報告をしなければいけない案件がありました。実は、５月１日付けではないんですが、前回の議会運営委員会のその後、会派の再編がありましたので、この辺りについて議長から報告をしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

小野泰議長 それでは報告いたします。閉会中に会派の解散、会派の結成、議会運営委員の選任等がありましたので御報告します。まず、令和元年４月２３日付けで水津治議員が会派市民ネットを離脱されました。続いて、令和元年４月２５日付けで会派新風会が解散され、議会運営委員であった奥良秀委員から議会運営委員の辞任届を受理しました。また、同日付けで恒松恵子議員が会派みらい２１へ入会されました。次の日、令和元年４月２６日付けで藤岡修美議員が会派みらい２１を離脱されました。

そして、令和元年5月1日付けで会派令和が水津治議員、奥良秀議員、藤岡修美議員、宮本政志議員の4名で結成され、これに伴いまして当該会派の奥良秀議員を議会運営委員に選任しました。以上、報告いたします。

大井淳一郎委員長 今、議長から御報告がありました。これを冒頭にしなきゃいけないのは、今奥議員の立場は新風会の代表ではなくて令和の代表ということを確認しなくてははいけませんでした。失礼しました。この辺をまずやった上での議会委委員会の開会ということになるべきでした。メンバー的には変わりませんので、よろしくお願いします。それではモニターへの回答の続きになります。

河崎平男委員 会派が結成されて、そういった中で今後の委員会の構成というのはどのような形になるんですか。

大井淳一郎委員長 今、河崎委員がおっしゃるのは、恐らく会派が変わったことによって会派令和のメンバーが産業建設常任委員会に偏っていると。片や、みらい21のほうに民生福祉常任委員が二人いると。産業建設常任委員が令和の中に3人いるという状況を言われているかと思います。その会派編成後の委員会も変動すべきではないか、どうなのかってことの確認なんですけど、これについてどうですか。

小野泰議長 私としては、会派の代表者会議を開くなり、あるいはそれを踏まえて議運の委員の皆さん方に諮るなりしまして、どのようにするのがいいかをお願いしたいと思います。それぞれの委員の思いがあるでしょうから、一応10月には切り替えとなっているんで、それまでを公平にとか入れ替えをしてやるのか、10月までこのままやっけて行くのかというその辺りの議論をしていただいて、結論を出していきたいというふうに思います。以上です。

大井淳一郎委員長 まず、それぞれの会派の意向を聞くということですが、関係するのは令和とみらい21ぐらいかな。それぞれの会派の意見を聞くということで、今議長の見解、考えですね。市民ネットも産業建設が一人になるから、3会派の代表で話し、まず意向を聞くということですね。

石田議会事務局次長 今、河野委員が言われましたように、市民ネットも二つの委員会の委員しかいらっしやらないということをおっしゃっていました。

大井淳一郎委員長 分かりました。関係する3会派の代表者に集まってもらって、それぞれの会派の考えを聞いた上で対応していただくということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）河崎委員の言われたのはそのようなことでしょうか。

河崎平男委員 そうしたら、例えば会派代表で集まっていただいて、6月議会から変更の場合もあるんですね。それか、そうならなかったらそれまではどうされるんですか。もし10月の議会まで。そのままで行くって言うんですか。

小野泰議長 皆様方の意向を聞いて、意向に沿っていただきたいと思いますので、皆さん方がこの6月議会からきちんと変えて公平にやっていくと言われればそういうふうにしますし、2か月後には9月議会がありますので、そこを待ってからということになればそういうふうにしたいと思います。

大井淳一郎委員長 確認しておきます。会派から何人とかそういうのがはっきり明記されているのは、議会運営委員会だけだったと思うんですが、そこはいかがですか。位置付けを確認したいと思います。各会派から何人中ということ、はっきり会派ごと出すということが明記されているのは、常任委員会がどうなのかってことですが。

石田議会事務局次長 各会派から選出されるということは、議会運営委員会のみで、ほかの委員会については特に明記がありません。

大井淳一郎委員長 それらを踏まえて、各会派の代表に集まっていたいて議長と相談して対応していただければと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）これでいきたいと思います。高松委員から質問がありました。これについての回答を事務局からお願いします。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 17日の委員会記録を読み上げます。委員長の発言です。ほかに質疑はよろしいですか。それでは一旦休憩を取った後、自由討議に入りたいと思います。14時30分まで休憩します。ということで休憩に入り、再開後、自由討議を開始しております。

大井淳一郎委員長 はっきりと明確には質疑は打ち切っていないという状況ですね。

高松秀樹委員 自由討議について、議会基本条例では質疑を終結した後に自由討議に入るというようなことを想定しています。想定です。明記はしていませんので。ただし、それは想定なんで、どういうふうにして運営していくのかというのをしっかり決めておかないと、この民生福祉常任委員会のように、質疑、自由討議、質疑、自由討議というのが続いていくような形になるかなと思っております。その部分については、この議会運営委員会で自由討議の在り方というか、もう少しやり方についてしっかり協議が行われるべき案件だったなと思っています。

大井淳一郎委員長 言われるとおり、私も当該委員だったんですけど、頭がカッとなってよく分かんない状況で、指摘もできなかったことを反省しておりますが、その自由討議の在り方について今回答にあるように、議会基本条例の検証作業に当たって議員全員の意見を聞き、自由討議の在り方について考えていきますという回答になるとは思います。この全体

を踏まえて。議会としての対応はこうなると思うんですがよろしいですか。これに何か加えるものがあれば。

高松秀樹委員 在り方って簡単なもので、過去に遡及するかどうかって話なんだと思うんです。つまり、終結して自由討議に入ったらもう質疑に入らないということを決めるか決めないかということなんで、もともと想定は元に戻らないという想定なので、この議運の中でもう自由討議に入ったら質疑に入らないよと決めればもうそれで終わりなのかなという気はします。余り先延ばしにしても、5月臨時会もあるし6月定例会もあるんで同じような事案が発生する可能性もあるのかなという気はします。

大井淳一郎委員長 高松委員のおっしゃるように議会基本条例には明記はされてないけれど、制定の委員長でいらっしゃるからよくわかっていらっしゃるんですが、その想定とすれば質疑が終わった後に自由討議に入り、遡らないという位置付けではないかということなんですが、皆さんで、今後5月臨時会もありますので、自由討議に入ったら質疑に遡らないという位置付けを議運の中で決定すべきではないかということなんですが。

河野朋子委員 私もこの基本条例を作る段階での自由討議の想定は、今高松委員が言われるような想定ではあったんですけど、今回の民生福祉常任委員会はかなりちょっと想定外というか、議論がこういたりきたりしたってということもあって、自由討議の中でまた更に疑問が出てきたりこれを確認しないとちょっと結論的にはというようなことが出てきたので、ああいうちょっとイレギュラーな形になって少し違和感があったんですけど、今後の事を考えるともう自由討議に入ったら質疑はできないと決めてしまうと、今後またそういった事案が出たときにやっぱり本当にきちんと委員会として議論を進めていったりきちんとしたってなったときに、そういうことがあればやっぱり質疑も再開できるっていうそういうところを残しておかないと。できれば一番きれいなのは質疑の後に自由討議して合意形成が一番理想的なんですけれど、そういう想定外

のこともあると思えば、余りをそこをルール化するのはちょっとどうなのかなと今回の事案を見て思ったので、その辺少し議論していただいたほうがいいかもしれません。

大井淳一郎委員長 原則論は高松委員のおっしゃるとおりなんですけれど、私も委員として携わってあったのは、使用料についての自由討議をした上で、その自由討議の中で火葬料の中身にちょっと入りますけれども、室料を取ってはどうかという提起があったわけです。これで、もし議会がまとまるのであれば、それも一つの方法かなということもあったので、実はその後に室料を取ることが可能かどうかという質疑をしております。ですから、新たな問題提起は出たときには、質疑を打ち切った後もそうやって戻ることもあり得るのかなとこの件に関しては思ったんです。やり方や内容はちょっと置いといて。まだちょっとそれはありました。裁判でも打ち切った後も新証拠が出てきた、一緒にした怒られますけれど、最新ということもありますので、ですからちょっとどうなのかなというのはちょっと私も今思っています。

河崎平男委員 質疑を再開できるようにしておかないと、例えば議会でも一事不再議というやっぱり原則があります。そういった中でも何かあれば、例えば間違ったことがあればもう一度審議できるような形になりますので、これは残しておいたほうがいいんじゃないかなという気がします。

高松秀樹委員 まず、質疑の終結を委員長が告げた場合は、これはもう質疑には戻れないはずですよ。今回は質疑の終結を言ってないんで戻れるんですよ。でも僕としては聞いておる限り、質疑の終結をしないで自由討議に入るのに非常に違和感がありました。だから、さっきの発言をしました。河野委員又は河崎委員の言われるとおり審査優先と考えれば、言われるとおりなのかなと思いますけれど、ここで大きな問題は、一つは質疑が結局深みに入らなかったんですよ。だから戻ったんですよ。もう一つは、自由討議って一体何なのかっていうことが恐らく理解されていなか

ったというふうに、あのと時の録画を見て思っていて、この部分についていろいろこれは議運の中でしっかりやっけていかないとまい具合な自由討議の運営ができない、又は委員会の運営ができないというふうに思っていますので、一定のルールをしっかりと作っていくべきなのかなという気はします。

大井淳一朗委員長 高松委員が指摘されるのは、質疑を打ち切った後に自由討議をすべきで、自由討議と質疑の境界線がないのは良くないよってことを言われたんですね。

高松秀樹委員 これが果たして自由討議だったのかなということも。これは質疑の延長線上にあったんじゃないかなっていう気がして、だから自由討議って一体何なのかってのがしっかり分からないと、自由討議できないですよ。総務常任委員会もそうですよね。委員長が自由討議って言うんだけど、委員が自由討議を理解できていないと自由討議にならないんです。そういうことも含めてしっかり議運の中で決めていく必要があります。

大井淳一朗委員長 おっしゃるとおりですね。自由討議って難しいんですよ。私も視察対応でよく自由討議のことを言うんですけど、結局、自由討議ではなくて討論の前付けになっていると。お互いが意見表明してそれでは討論、採決に入ります。同じことをやるというだけで、なかなか議論、討議、ダイアログになってないというのがあるんですよ。だから、でも理想的な形に近づけるために、議会基本条例の検証を通じてそういうのは議論し、今後も議会運営委員会の中でしていかなきゃいけないんですが。だから、今回5月、6月に入りますので、自由討議と質疑はちゃんと区別は付けましょうっていうことは、そこはちゃんと言いましょう。そこは高松委員の言うとおりで。質疑は質疑でちゃんとやります。打ち切ったら基本的にはもうそこで質疑は終わりですよ。もし新たなものがもし出てきても、入る前もあるけれどそういった新たなこと

が出て、返らないように審査をちゃんと深めましょうという、自分の自己反省も含めて言っているんですけど、そういう形になるのかなと思いますね。対応とすれば。回答とすれば今ここに書かれてあるとおりになるかと思います。それでは次に行きます。1月22日の議会運営委員会を傍聴しましたというところです。（「委員長、今さっきのページの（3）がまだ」と呼ぶ者あり）戻りましょう。（3）ですね。継続審査の動議が出され、可否同数で委員長裁定により継続審査が決定された。委員長が継続審査に賛成する根拠は何でしょう。読み上げますと、議会運営上、委員長は会期内に審議を終え結論を出す責任がある。委員会内の多数意見が継続審査であれば問題ありませんが、委員長自身が審査が不十分と結論を出すなら、なぜ17日、19日の委員会時間を延長してでも徹底審査をされなかったか疑問です。自由討議ではないからね、確かにここは。

高松秀樹委員 最後のほうに書いてある、なぜ17、19日の委員会を時間延長してでも徹底審査をされなかったのか疑問ですとあるんですけど、ちょっとここが分かんない。この委員会がどういう日程で進んでいったのか分かんないんですけど、前段の継続審査の動議が出され、可否同数で委員長裁定により継続審査が決定しました。委員長が継続審査に賛成する根拠は何でしょうって、ここの意味が僕もちょっとよく分からないんですけど。それは後に続くんですかね。（発言する者あり）なるほどね。そうしたらここはちょっと委員会じゃないと分かんないですよ。どういうのがあったのか、何か日程が入っていたのか、それとか委員会として何か次にする予定があったのかによって違うと思いますけれど。

笹木慶之副委員長 書いてあることは、結局逆の現象面で継続審査の動議が出された。可否同数で委員長が継続審査を決定したということでしょう。それは手前の17、19の委員会審査を経た結果、そうなったわけでしょう。ということなわけ。逆に書いてあるからなんか違和感あるけれど、そういうことで結論が出ない、その結果継続審査の動議が出てしまったわけ。

出たわけでしょ。ということやろう。だから、それで委員長は賛否を取って同数だから自分が賛成に回ったんじゃない。流れはそういうことでしょう。ただ、疑問に感じるのは17、19の中で結論が継続審査の動議に至るといふ、それが分からないといふところだけであって。一応いいように考えれば、徹底審査したけれども結論が出ないから継続審査といふ賛否同数の状態になったといふことでしかあり得ないと思うけれどね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 広聴委員会ではこの(3)と(4)について、民生福祉常任委員長の個人の考え等をどのように考えているのかということが、モニターさんの疑問であったりモニターさんの意見であったりしますので、この点については特に議会運営委員会には振ってなくて、議会運営委員会には(2)の自由討議は何のためにあるのか。ルールが必要なのではないかっていうところを議論していただきたいといふことで、広聴の中では決定しております。

大井淳一郎委員長 (4)もですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 (2)の自由討議は何のために行われるのか。ルールが必要なわけではありませんかという意見について、議運の意見を聞こうというふうに広聴では決定をしております。

笹木慶之副委員長 (3)、(4)はおかしいんよ。我々が発言したらおかしいわけよ。できないよね。

大井淳一郎委員長 分かりました。では、今言われたとおり、(2)の回答といふことで、対応したいと思います。続きまして、国旗の件です。もちろんこのまま書くわけではないんですが、要は傍聴して私の対応がまずかったのではないかということが書かれてありますが、即答はできませんが同じような内容の公開質問が山田議員から出されているため、その回答を要約し議運で案を提示し委員で協議していきますといふのは、前

回までの話なんで、まだ案を提示していませんが、これについて皆さん、対応というか御意見を踏まえて、議会としての回答をしたいと思います。公開質問状は山田議員から出されているものへ御回答は既にしております。それと全く同じではないんですが、同種の質問です。（「それを含めてのじゃろう」と呼ぶ者あり）山田議員には回答していますが、これはモニターさんなんで。この回答をそのまま載せるとまた違うので、ちょっと一個一個見てみましょうか。要は、議長一任提案そのもの、議長の諮問機関である議運は議会運営上の諸問題で議長の統理権に係る問題であっても、政治的あるいは思想・信条に関する諸問題も全会一致を原則としてきたはずです。議長一任の提案そのものは、そのような議運の方針を根本から変更するものでありませんか、と書かれていますが、これは先ほど高松委員が言われたように、このような手法もあり得るのかなと私も判断して、もちろん全会一致で議長に一任したということです。それ以外は言いようがないので、全会一致で議長へ一任すると決定した、そこは変えていない、多数決で議長一任ではないので。それしか。（２）これは先ほど、議論になっていないんじゃないかと。それなのに拙速だったという御指摘もあったところですが、意見表明をした上で少し議論というかお互いのこれをやるべきであったのではないかとということです。なぜきちんと議論がされなかったんでしょうかということです。（３）です。二つの会派は明確に反対、これ明確に反対と書いていますが、まず二つの会派ではないです。無所属議員と、あと一つの会派が反対というんじゃないなくてわざわざ掲げるべきではないという表現でした。掲げるなではないので、ちょっと言葉のやり取りかもしれませんが、ちょっとそこは違うんですが。ただ、私の提案に対して皆さんそれぞれ国旗掲揚については考えがあるかもしれませんが、それはそれで議長一任については全会一致で異議なしですので。これ事実上事実なんで申し訳ないですけど。御意見として承った上で、先ほど全会一致であくまでも決定しましたよ、全会一致という原則にのっとって議長に一任を決定付けましたよということを回答するようになると思います。（「はい」と呼ぶ者あり）それで回答させていただきます。ただ、ちょっと一点だ

け確認したいと思います。全会一致ということが言われておりますが、議会の会議規則上あるいは条例上、議会運営委員会の決定は全会一致でなくてはならないといった根拠はあるのでしょうか。これについて聞きたいと思います。

石田議会事務局次長 特に全会一致というものはありませんが、基本的な考えとして議案とか、議会運営委員会に議案は余りありませんが議案があれば基本的には多数決採決をしていただくようになろうと思います。それ以外は、考え方としてはやはり議会運営委員会というのは議会の調整機関ですので、全会一致で物事を進めることによって議会の運営が円滑に行くという考え方の下、全会一致で、他の市議会も含めて行われているという状況と認識しております。

大井淳一郎委員長 私もそのはっきりした根拠というのはないんですが、今次長が言われたような基本原則というのは、これは諸先輩、歴代の議会運営委員長さんがずっと守ってこられたことです。私も議案とかそういったものではない限り、調整機関として皆さんの意見、熟議を重ねてやっていきたいという考えは変わりませんので、その辺の確認をしたくてちょっと今質問をさせていただきました。それではごめんなさい、大分長くなりましたが、市議会モニターからの意見については以上といたします。それでは、続きまして人事案件に関する議案の公開についてです。実は、これは教育委員とか人権擁護委員とかそういった人事案件に関する議案が上がってくるんですが、これについて少し皆さんと協議して取り決めたいという案件がありますので、これについてまず説明を。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 便覧の85ページを御覧ください。本市議会では、議案等公開規程に基づきまして議案をホームページに掲載しております。この議案の中でも人事案件の議案については、個人の氏名、住所、生年月日、学歴、経歴等が記載されております。事務局では、これをそのまま不特定多数の方が見られるインターネット上に公開するこ

とに対して疑問がありまして、配慮が必要ではないかと考えております。ちなみに他市での取扱いを確認したところ、大津市議会では人事案件の議案はホームページには掲載しておりません。また、議案には氏名と住所しか記載されていないところが多いですが、住所の地番や経歴等を省略したり消した上で掲載するという取扱いをしているところも多く、他市においても人事案件の議案の掲載については配慮されておりました。事務局としては、人事案件の議案については、ホームページへの掲載をしないこととしたいと考えております。現在、過去の人事案件の議案については、ホームページから現在見られないようにしております。この人事案件の議案の公開方法の取扱いについて、御協議いただければと思います。

大井淳一郎委員長 以前は、議案はホームページで公開してなかったんですが、するようになって何年かたつんですが、主査からこのような指摘がありました。今後、事務局としてはそのような考えですけれども、議会運営委員会でどのように人事案件の議案の公開について考えていくかを決めたいと思います。というのは、5月臨時会で教育委員（「はい」と呼ぶ者あり）が上がってきますので、待ったなしの状態です。いかがでしょうか。急に出されたものですから、なかなか出てこないと思いますので、15日の議会運営委員会で最終的な決定をしたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、続きましてその他です。まず1点目。長門市議会への視察について。

中村議会事務局議事係長 令和元年5月16日に、長門市議会へ視察の希望ということで、視察の項目として4項目ほど、昨年の10月ぐらいから議会運営委員会で話が出ていた一般質問の在り方について、議員報酬研究会について、議会基本条例の検証について、ICTへの取組・活用についてということで、長門市議会に打診はしておりますので、その視察について委員会で正式に決定をしていただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 話がありましたように、一般質問の在り方について、議員報酬、長門市さんはこの報酬とか身分の在り方について研究会を開かれておったように思いますので、それについて。議会基本条例の検証もされておりますので、それを私たちもこれから今年度していく中で検証を学びたいと思い、それも挙げております。ICT——タブレット端末です——この取組ということで以上4点について、長門市議会へ視察でお伺いしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これを決定したいと思います。それでは、続きましてその他ですが、実は引き続き協議すべき案件としましては、傍聴席の受付票の記入の件と政治倫理条例の改正についてですが、これについては15日に正式にというか議論できればなと思っております。よろしくお願ひします。皆さんのほうでその他、何か。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午前11時30分 散会

---

令和元年（2019年）5月8日

議会運営委員長 大井 淳一郎